

広島県告示第二百九十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定によって、昭和三十七年広島県告示第四百五号で指定した海岸保全区域のうち、安芸津港海岸西浜地区海岸及び昭和四十年広島県告示第四百四十九号で指定した海岸保全区域のうち、安芸津港海岸西浜地区海岸を次のとおり変更する。

平成二十一年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 海岸名

安芸津港海岸

二 地区海岸名

西浜地区海岸

三 区域

基点一から基点一八までの各点を順次結んだ線及び基点一八から補助点一八の一、一七の二、一七の一、一六の一、一五の一、一〇の一、九の一、八の一、三の一、一の二、一の一、基点一の各点を順次結んだ線により囲まれた区域

四 点の位置

基準点 三等三角点「風早」東広島市大字風早字山本二〇一一（北緯三四度一九分〇秒七五八一、東経一三二度四八分一五秒六三〇四）

基点一 基準点から九七度の方向一、一六六メートルの点

基点二 基点一から三五九度の方向一一四メートルの点

基点三 基点二から三五七度の方向三五メートルの点

基点四 基点三から八二度の方向一三メートルの点

基点五 基点四から三五三度の方向一七メートルの点

基点六 基点五から八四度の方向四九メートルの点

基点七 基点六から三五五度の方向一五メートルの点

基点八 基点七から八四度の方向五七メートルの点

基点九 基点八から一一八度の方向一二六メートルの点

基点一〇 基点九から二八度の方向七五メートルの点

基点一一 基点一〇から一一六度の方向一四七メートルの点

基点一二 基点一一から二〇一度の方向一二メートルの点

基点一三 基点一二から一一八度の方向九メートルの点

基点一四 基点一三から二〇二度の方向一六メートルの点

基点一五 基点一四から一一〇度の方向七六メートルの点

基点一六 基点一五から一九六度の方向五三メートルの点

基点一七 基点一六から一〇四度の方向一四三メートルの点

基点一八 基点一七から一三度の方向八〇メートルの点

補助点一の一 基点一から一三一度の方向七七メートルの点
補助点一の一 基点一から四九度の方向八〇メートルの点
補助点三の一 基点三から一三〇度の方向八〇メートルの点
補助点八の一 基点八から一五四度の方向九四メートルの点
補助点九の一 基点九から一六二度の方向七八メートルの点
補助点一〇の一 基点一〇から一六五度の方向八六メートルの点
補助点一五の一 基点一五から二五一度の方向六三メートルの点
補助点一六の一 基点一六から二二八度の方向九七メートルの点
補助点一七の一 基点一七から一六六度の方向一一八メートルの点
補助点一七の二 基点一七から八四度の方向六二メートルの点
補助点一八の一 基点一八から一四二度の方向七六メートルの点